

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山県知事が岡山県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、岡山県（以下「甲」という。）が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は岡山県公安委員会（以下「乙」という。）と株式会社山陽新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、岡山県地域振興部防災対策室長、岡山県警察本部交通部交通規制課長及び株式会社山陽新聞社編集局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年1月24日

(甲) 岡山県

岡山県知事 石井正弘

(乙) 岡山県公安委員会

委員長 茂田善政

(丙) 株式会社山陽新聞社

代表取締役社長 佐々木勝美

(注) 同様の協定を以下の新聞社とも締結している。

新聞社名	協定締結者	連絡責任者
岡山日日新聞社	代表取締役社長 野津喬	編集局長
朝日新聞社	岡山支局長 上南光雄	岡山支局長
毎日新聞社	岡山支局長 高岡広次郎	岡山支局長
読売新聞社	岡山支局長 畠田邦倫	岡山支局長
産業経済新聞社	岡山総局長 土屋克巳	岡山総局長
中国新聞社	岡山支局長 井尾義文	岡山支局長
日本経済新聞社	岡山支局長 山形健介	岡山支局長
日刊工業新聞社	岡山支局長 小田俊輔	岡山支局長
共同通信社	岡山支局長 上田勝男	岡山支局長
時事通信社	岡山支局長 本多常雄	岡山支局長
岡山日報社	代表取締役社長 原敏	編集長